第４次　武雄市地域福祉活動計画

【期間　令和２年度～令和６年度】

お互いさまと言える
あたたかいまちづくり

令和２年４月

社会福祉法人　武雄市社会福祉協議会

《　目　　次　》

第１章　福祉活動計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨 ---------- 1

2　第４次地域福祉活動計画の方向 ---------- 1

3　計画の期間 ---------- 1

第２章　武雄市の地域福祉を取り巻く現状と課題について

1　地域を取り巻く状況 ---------- 2

2　第３次地域福祉活動計画の評価及び課題 ---------- 3

第３章　新計画の基本方針

1　基本理念　「お互いさまと言えるあたたかいまちづくり」---- 11

2　基本目標

基本目標１　　地域で支え合う体制をつくろう ---------- 13

基本目標２　　生活の困りごとを見逃さず、解決しよう ---- 15

基本目標３　　災害に負けないまちをつくろう ---------- 16

第４章　新計画の推進

1　実施計画の構成と重点事業 ---- 17

第１章　地域福祉活動計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

武雄市地域福祉活動計画が令和 2 年 3 月をもって期間満了することに伴い、今後、武雄市社会福祉協議会（以下、市社協という。）が様々な活動を通じて地域福祉活動の中核団体としての役割を果たすため、この活動を計画策定するものです。

近年、急速に進む少子高齢化や核家族化等により、家族や親族の支え合いが希薄化し、地域の支え合い機能も低下してきています。また、生活困窮自立支援法の施行や介護保険制度の見直しによる地域包括ケアシステムの構築が進むなど社会福祉を取り巻く環境は大きく変貌しています。そのような中、誰もが課題を抱えたまま孤立に陥ることがないよう、人と人とのつながりを強めるとともに、関係機関の連携・協働による支援の取り組みを進めることが重要となってきます。このような諸問題に対処するため、市社協では地域の方々をはじめ、行政、地区社協、区長、民生委員児童委員、ボランティア、NPO 等の協力を得ながら、地域福祉活動計画に基づいた事業の推進により、地域福祉の向上を図ります。

【地域福祉活動計画の過去の計画期間】

- **第 1 次地域福祉活動計画　平成22年4月～平成25年3月　3 ヶ年計画**
- **第 2 次地域福祉活動計画　平成25年4月～平成30年3月　5 ヶ年計画**
- **第 3 次地域福祉活動計画　平成30年4月～令和　2年3月　2 ヶ年計画**

２．第 4 次地域福祉活動計画の方向性

第 4 次計画は、これまでの第 1 次から第 3 次まで取り組まれてきた事業内容を振り返り、事業継続するものと事業終了するものと整理をし、また今後重点的に取り組む必要がある内容を組み込んだ。武雄市社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根差した福祉のまちづくりに取り組みます。

３．計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５ヶ年計画とします。 また、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直すものとします。

第２章　　武雄市の地域福祉を取り巻く現状と課題について

1．地域を取り巻く状況

○武雄市における高齢化率の推移

全体的にみると、総人口は一貫して減少傾向にありますが、65 歳以上の高齢者人口割合は増加を続けており、令和元年度には 30.0％となっております。しかし、町別に見ると、最も高齢化率が低い町では 25.0％、山間部等最も高齢化率が高い町では 38.0％となっており、1.5 倍もの格差が生じています。

町	人口区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
武雄町	全人口	16,428	16,445	16,469	16,356	16,603
	65 歳以上人口	3,893	3,991	4,044	4,051	4,168
	高齢化率	23.6%	24.2%	24.5%	24.8%	25.0%
橘　町	全人口	2,630	2,601	2,569	2,553	2,544
	65 歳以上人口	876	905	917	916	937
	高齢化率	33.3%	34.7%	35.6%	35.9%	37.0%
朝日町	全人口	5,953	6,081	6,074	6,024	6,088
	65 歳以上人口	1,441	1,460	1,488	1,489	1,519
	高齢化率	24.2%	24.0%	24.4%	24.7%	25.0%
若木町	全人口	1,740	1,715	1,671	1,657	1,610
	65 歳以上人口	575	578	579	578	583
	高齢化率	33.0%	33.7%	34.6%	34.9%	36.0%
武内町	全人口	2,465	2,461	2,425	2,408	2,356
	65 歳以上人口	853	848	861	869	872
	高齢化率	34.6%	34.4%	35.5%	36.1%	37.0%
東川登町	全人口	2,291	2,247	2,225	2,196	2,151
	65 歳以上人口	760	780	781	777	794
	高齢化率	33.1%	34.7%	35.1%	35.4%	37.0%
西川登町	全人口	1,930	1,878	1,840	1,832	1,791
	65 歳以上人口	633	633	656	658	680
	高齢化率	32.7%	33.7%	35.6%	35.9%	38.0%
山内町	人口	8,800	8,682	8,618	8,572	8,495
	65 歳以上	2,712	2,750	2,789	2,798	2,842
	高齢化率	30.8%	31.6%	32.3%	32.6%	33.0%
北方町	人口	7,680	7,559	7,438	7,360	7,301
	65 歳以上	2,372	2,446	2,458	2,462	2,482
	高齢化率	30.8%	32.3%	33.0%	33.5%	34.0%
合　計	人口	49,917	49,669	49,329	48,958	48,939
	65 歳以上	14,115	14,391	14,573	14,598	14,877
	高齢化率	28.2%	28.9%	29.5%	29.5%	30.0%

資料：武雄市

○障がい者の推移

障がいの種別で見ると、身体・知的・精神共に、年々増加の傾向にあることが分かります。その中でも精神障がい者数の増加が顕著です。

※障がい者手帳所持者数の推移

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合　計
平成２７年度	２，６８３	５６８	２６９	３，５２０
平成２８年度	２，７９９	５５１	２９５	３，６４５
平成２９年度	２，７１３	５８７	３１０	３，６１０
平成３０年度	２，７７０	６０５	３５２	３，７２７

資料：武雄市

○要支援者・要介護者の状況

武雄市における介護保険の要支援・要介護認定の推移は次のとおりです。要支援 1 から要介護 5 までの認定者数については、変動はあるものの、全体的にはほぼ横ばいとなっています。今後、高齢者の増加に伴い、再び認定者数もゆるやかに増加してくるものと思われます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
要介護５	２５３	２５１	２２９	２２６	２２６
要介護４	３２７	３１９	３５３	３７２	３７７
要介護３	４０６	３９４	３７４	４２３	３８１
要介護２	４７１	４７５	４８８	４２８	４３３
要介護１	６４６	６６７	６４７	６５３	６６３
要支援２	３６３	３４３	３５０	３４５	３３４
要支援１	４３５	４２６	３７６	４０１	４１４
計	２，９０１	２，８７５	２，８１７	２，８４８	２，８２８

資料：杵藤広域圏介護保険事務所

２．第３次地域福祉活動計画の評価及び課題

第 3 次地域福祉活動計画では、基本理念「お互いさまと言えるあたたかいまちづくり」に基づき、4 つの基本目標のもと具体的な取り組みを位置づけ、平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 ヶ年計画としてとり組みました。その間、生活困窮者自立支援事業の取り組みや介護保険制度の改正による地域包括ケアシステムの構築など、社会福祉を取り巻く環境は大きく変貌している中、武雄市社会福祉協議会でも市より生活困窮者自立支援事業の委託を受け、支援に取り組んでいるところです。年々増加する相談支援者数と、また、福祉サービス利用援助事業での支援回数の増加など各事業においての成果を踏まえて、第 4 次計画に活かしていきます。

基本目標１　みんなが参加する福祉のまちづくり

～　住民参加、つながりの輪を広げるために　～

自分の身近な地域の住民とのつながりを持つためには、地域で集まる場にひとりでも多くの住民が参加する事が重要となってくる。地域からの孤立を防ぎ、より深く繋がるためには、地域の行事などの集まる機会をつくり、お互いに誘い合い、積極的に参加出来るようにする。

事業計画		事業の目的	評価と課題
地区社協活動の充実	地区社協連絡会の開催	地区社協の課題や情報の共有を行うための話し合いの場を設ける。	民生委員児童委員連絡協議会会長会(月１回開催)終了後に地区社協連絡会をおこない情報交換をおこなった。今後も継続して情報の共有化を図る必要がある。
	地区社協懇談会の開催	地域福祉活動をより活発にするために、各地区社協より役員数名出席し懇談会をおこなう。	地域包括ケアシステムの導入により、地区社協が中心となるところもある。今後は地域活動の動向を見ながら、開催を検討する。
	地区社協との連携及び支援強化	市社協と地区社協は常に連携を取って活動する。また、地区社協運営及び事業の推進を図るため、交付金や事業補助をおこなう。	本会と地区社協は連携を取り、活動できた。 今後も現行どおり継続。
	小地域福祉活動の充実(小地域ネットワーク、配食・会食活動、家屋内ごみ片付け支援など)	地区社協でおこなう小地域福祉活動への財源の確保と活動支援をおこなう。また、地域の課題に対して、現事業の見直しや新たな事業の創設を行う。	配食、会食では、高齢者数は毎年増加し、限られた財源の中でどこの地域も工夫されており、今後も対応を検討していく。 家屋内ごみ片付け事業は実績として少ないので内容を再検討する。
地域の見守り・援助体制の強化	ふれあいいきいきサロン事業の推進と支援	小地域福祉活動として各地域で開催できるよう財源を確保。新規サロンの推進と拡充をおこない、活動を無理なく継続できるよう支援する。	新規サロン設置助成は、数的な目標は達成したと考え助成事業は令和元年度で終了。既存サロンの支援と今後のサロン活動の在り方を検討する。

	支えあいマップづくりの拡充	マップの作成過程で困りごとや地域に共通する課題を見つけその解決方法をみんなで考え日常的な支援や活動につなげていく事を目指す。	昨年もサロンの集いの中でマップ作りに繋げるよう話をしてきた。今後、拡充に向け取り組む。
	災害ボランティアセンター運営事業	センター立ち上げマニュアルを作成し、職員間の認識の共有を行っていく。市内で災害が発生した際、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げるとともに、ボランティアの受け入れを的確に実行する。	令和元年度マニュアル作成したものを職員間で内容理解し、実行できるよう準備する。 また、同時に NPO 等との連携も模索する。

基本目標２　みんなで支えあう福祉のまちづくり

～　住民活動・支援ネットワークの輪を広げる　～

少子高齢化が進む中、個別に抱える課題は非常に多い。その中で、住民の自立生活を支援するため、福祉サービスを積極的に利用できる体制づくりに取り組みます。

事業計画		事業の目的	評価と課題
在宅生活支援事業	移動サービス、福祉車両車貸出事業の実施	障害を抱える利用者が、年会費のみで移動サービスの利用し外出することが出来る。	利用者が増加しており、外出困難者の支援事業として活動が出来ている。半面、利用者の増加に伴い運転ボランティアが不足し、予約が取れない事もある。
	在宅介護者への支援 （介護カフェの開催）	介護で悩んでいる方が気軽に立ち寄り、ほっと一息つける場所の提供をする。	毎回平均 2～3 名、1 名の固定参加者とその他飛び入りの参加者 カフェでの相談内容は介護経験の話や現在の悩みなどの相談が主。参加者が少なく令和元年度事業終了とする。
	ゆずります、ゆずってくださいリユース事業	福祉用具等を、譲りたい人と譲ってほしい人を登録し、双方に斡旋する事で、資源の有効活用と日常生活の利便性の	H25 度年から事業開始したが、介護保険制度でのレンタルが普及し、利用頻度が少なくなり令和元年度事業終了とする。

		向上を図る。	
地域での日常生活支援の充実	共生型ふれあい交流事業	障がいを持つ方達が、地域のボランティアと一緒に交流を図ることで、障がい者の方に対しては、地域に出ていく機会をつくるきっかけづくりを、また地域の方達に対しては、障がい者への理解につなぐこと等を目的におこなう。	数年、スポーツ推進員と学生に協力してもらい実施してきた。今後は、これまでのように多くの協力者とともに活動できる内容について検討する。
	福祉機器等の貸し出し事業	福祉機器や用具等を短期に必要な方に対して貸与をおこなう。また、周知については、広報誌やチラシ、ホームページを活用する。	車イスや綿菓子機など、ある程度地域へ周知は出来ていると思われる。方向性としては、現状維持

基本目標３　みんなが元気な福祉のまちづくり

～　住民のちからによる福祉活動の充実　～

社会的孤立が懸念される中で、地域活動やボランティア活動への参加により、生きがいを見つけることが重要視される一方で、地域を担う人材の発掘・育成と支援を通じて地域と人を結びつける役割を担う人材を育成していく。

事業計画		事業の目的と方向性	評価と課題
ボランティアセンターの機能強化	ボランティアセンターの機能の充実	ボランティアの育成に努める。	ボランティアセンターとしての機能は実施できていない。登録者が望む組織があるのかも把握できておらず社会資源の把握が必要。ボランティアセンターの周知を継続する。
	地域の福祉課題対応へのボランティア開発	関係機関・団体との協働により地域にある個別ニーズや地域課題を把握し拾い上げ、相互間で情報共有し、解決の糸口を探る。	H27 傾聴ボランティアグループ立ち上げ。現在はグループ活動自主運営中で、地域ニーズに寄り添った支援をおこなっている。今後も継続。

ボランティア団体の育成支援	ボランティア講座の実施	傾聴ボランティア等の地域ニーズ解決の為に必要なボランティア養成講座について、市民より要請が上がった際には、企画・実施し地域ボランティアに努める。	手話講座は参加者が近年少なくなってきており開催頻度も含めて今後要検討。今後も傾聴ボランティア養成講座などニーズに沿った養成講座を開催する。
	ボランティア連絡協議会の運営支援	ボランティア相互の連携の為に、ボランティア交流会や研修会などの事業支援を継続する。またボランティア連絡協議会が発行する情報誌作成により、地域へ活動紹介と会員の募集に協力する	ボランティア連絡協議会の事務局として各事業に関わっている。ボラ連の事業の企画準備、県ボラ連の研修など対応が多岐にわたる。ボランティアの高齢化に伴い、会員も縮小しているが、今後もボランティア連絡議会との連携と、また地域の中での位置付けを明確にしていくよう支援する。
	各グループへの運営支援	ボランティアグループの活動支援の一環として、事業に対する助成金の周知をする。	グループによっては、新たな会員が増えている所もあるが稀であり、全体的には会員が減り、グループの存続が難しくなっている所が多い。
	ボランティア活動保険の受付対応	ボランティア活動を行う際での活動保険の推進をおこなう。	事故報告も少なく、特に問題はない。事故報告があった場合は、随時対応している。
	福祉団体など研修活動促進支援事業の継続	市内の福祉団体、ボランティア団体などがおこなう研修・視察などの活動支援をおこなう。	団体の視察研修の希望は増えてきているように感じる。
福祉教育と地域活動との連携	小・中学校での福祉教育の推進	福祉体験など学校での福祉教育を推進。福祉施設や地域活動を連携した体験の場つくり等。	福祉教育の一環で福祉体験の指導を行っているが、近年依頼がある学校での対象者は、小学校低学年が多く、高齢者体験のときなどサポーターの装着に時間を要する。そこで、実施小学校区のボラ連会員へ当日のお手伝いをお願いし、参加してもらっている。それにより、地域交流にもつなげることが出来ている。
	24 時間テレビ協賛支援の継続	24 時間テレビに協賛した団体等への街頭募金活動を支援する。また、市社協でも活動を継続しておこなう。	H27 年に介護保険事業所が閉鎖するまで、24 時間テレビチャリティー募金活動で入浴車を贈呈受けた経緯もあり、活動を行ってきた。

			その後、数年前からボランティアスクールの一環として実施。団体事業所の募金活動事務局としては、今後も継続でおこなう。しかし活動の方向性として、社協が実施主体として街頭募金活動をおこなう事については検討する。
	ボランティアスクールの開催	小・中・高校生を対象に福祉教育の一環として、ボランティアを行うきっかけづくりとして開催する。	近年の参加者数をみると増加傾向だが、実際は子供たちが集まりやすいような内容時期を熟慮している。その為、本来の目的の「ボランティアを学ぶ・体験する」と言う内容は若干少なくなってきている。令和元年度事業終了とする。
	ボランティア活動実践校への支援、協力	市内の小・中・高校に対し子どもたちが地域の方達と一緒に地域づくりに取り組めるようなボランティア活動を支援する。	実践校の助成金をおこなっているが、学校としては、地域に出て、ボランティアや交流をと考えていても、業務多忙で年々活動としては、花植えや草とり、ゴミひろい、リサイクル品（缶・ペットボトルなど）収集のみが増えつつある。今後はメニューの提示内容の見直しを行う必要がある。

基本目標４　みんなが安全で安心な福祉のまちづくり

～　福祉ネットワーク　～

地域住民が安全で安心な暮らしに役立つ情報の発信や、障がい者、ひとり暮らしの方々の見守りなどから、生活課題やニーズを収集し、制度では解決できない課題に対して支援していく仕組みづくり。

事業計画		事業の目的と方向性	評価と課題
相談機能の充実	無料相談事業（弁護士相談、遺言・相続相談、ふれあい福祉相談）の継続実施	佐賀県弁護士会、佐賀県行政書士会の協力を受け、無料法律相談をおこなうことにより、地域の方達の法律に伴った相談の解決支援として取り組む。	ふれあい福祉相談は、民生委員が相談員として年１回市の行政相談と一緒に開催。しかし、相談者が少なく令和元年度より市民児協会長に相談のうえ、事業終了とした。弁護士相談と遺言相続相談は、他機関からの周知もあり相談件数が増加している。今後も他事業と連携を取りながら、継続する。
	生活困窮者への支援の充実	生活困窮者自立支援センターとして、４名の相談員を配置。生活相談員、家計相談員を設置し、生活困窮者の自立に向け相談支援を実施。	相談者へ支援をおこなった事で、生活が安定した人、年金受給につながった人、就職した人、家計管理が出来るようになった人など、生活困窮者が自立意欲を出されたのが成果。何らかの障害のある方、本人に困り感のない方の支援や、就労の場の開拓などが課題。今後は支援者がスキルアップし、ハローワークや相談支援センターと連携し就労の場の開拓を検討していく。
	福祉サービス利用援助事業の強化	認知症高齢者や判断能力に不安がある障がい者の金銭管理等、日常生活への援助を継続。事業のPRに努めながら関係機関との連携により、潜在的ニーズを発掘し弱者の権利擁護を推進する。	新規利用者の件数は、減少したり増加したりで毎年大きな変動は無い。解約もあり全体の利用者数は横ばいである。利用者一人一人にあったニーズに寄り添い、関係機関と連携を取りながら支援をおこなうことにより、利用者との信頼関係を築くことができている。今後も他機関とネットワーク構築を図りながら利用者の生活基盤づくり（生活の立て直し）や支援体制を

			強化していく。
	貸付事業等の機能強化	生活に困窮している方に対し、生活の立て直しの為一時的な生活費として、つなぎ生活費貸付をおこなう。	生活困窮者自立支援センターと連携を取りながら、相談者の生活をつないでいくための一時資金の貸し付けとして必要な事業。しかし滞納者もおり、今後も償還指導に努めていく必要がある。
	いのちをつなぐ糧事業	生活困窮者に対して市民から食料寄付を受け付ける。	広報誌で周知をおこなっているが、個人や団体から寄付していただいた玄米、乾麺、缶詰やレトルト食品が不足することが課題。今後は広報誌以外での周知活動の場を増やす。
情報提供の充実	広報の充実	年６回発行(奇数月) 地域の活動紹介と社協の周知に努める。	広報紙を２か月毎に全戸配布しているが、広報紙のレイアウトなどが数年変化しておらず、大きく刷新してもよいと思われる。また市民の方が知りたい情報を取り入れるなど、内容の見直しや情報発信に努める必要がある。
	ホームページの充実	地域福祉活動団体などの活動紹介や社協がおこなう社会福祉事業の周知、各種助成などの新鮮な情報をタイムリーに発信するとともに、計画的に更新する。	パソコンだけでなく、携帯電話でも見やすいレイアウトを検討する。 更新頻度をあげ、細かな情報を周知していく。

第３章　新計画の基本方針

１.基本理念

第３次計画では、住民の福祉意識調査や現代の住民生活の状況から、地域の福祉課題や生活課題を住民相互に支えあう土壌を創ることが必要であり、地域の力を引き出し、お互いに支えあうまちづくりを目指す思いから、基本理念を「お互いさまと言えるあたたかいまちづくり」とした。第４次計画でもこの思いを継続し以下のキャッチフレーズをもとに計画を推進するものとします。

理念「お互いさまと言えるあたたかいまちづくり」

２.基本目標

この計画の基本理念「お互いさまと言えるあたたかいまちづくり」を具現化するため、具体的な施策を３つの柱を設定し、地域福祉を推進していきます。

基本目標１　　地域で支え合う体制をつくろう

基本目標２　　生活の困りごとを見逃さず、解決しよう

基本目標３　　災害に負けないまちをつくろう

本活動計画の基本目標１・２・３は、
「武雄市地域福祉計画」
・基本目標１　地域福祉を支えるネットワークづくり
・基本目標２　住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり
・基本目標３　安全・安心に暮らせるまちづくり
とそれぞれ連携、連動しております。

計画の全体図

武雄市地域福祉計画（武雄市策定）

連携

武雄市地域福祉活動計画

基本理念	基本目標	基本方針
お互いさまと言えるあたたかいまちづくり	1. 地域で支え合う体制をつくろう	地区社協の活動支援
		地域の見守り・援助体制の強化
		ボランティア活動の充実
		福祉教育の推進
	2. 生活の困りごとを見逃さず、解決しよう	相談機能の充実
		生活支援の充実
		困りごとを見逃さない体制づくり
	3. 災害に負けないまちをつくろう	災害時の支援体制の推進
		災害時に備える平常時の社協活動強化

基本目標１．地域で支え合う体制をつくろう

地域からの孤立を防ぎより深く繋がるために、住民の方が自分らしく過ごせる居場所作りや日頃から「向こう三軒両隣」といった近所づきあいから見守り、生活支援など困った時に支え合う体制を整える。

基本目標	基本方針	具体的な事業	今後の取り組みの方向性
基本目標１ 地域で支え合う体制をつくろう	地区社協の活動支援	地区社協連絡会の開催	地区社協の課題や情報の共有を行うための話し合いの場を設ける。
		地区社協懇談会の開催	地域福祉活動をより活発にするために、各地区社協より役員数名出席し懇談会をおこなう
		地区社協との連携及び支援強化	市社協と地区社協は常に連携を取って活動する。また、地区社協運営及び事業の推進を図るため、交付金や事業補助をおこなう。
	地域の見守り・援助体制の強化	小地域ネットワーク活動推進事業 （市委託事業）	ひとり暮らし高齢者等に対して、地区社協を核に地域のネットワーク化を図り、日常的な見守りや声掛けによる安否確認等、安心して暮らせるような仕組みづくりを支援します。
		支えあいマップづくりの推進	小地域ネットワークを推進する過程で、地域の課題や要支援者への関わり具合を再確認するツールとして支え合いマップづくりを推進する。
		緊急連絡カード配布事業	高齢者や障害者などに対する緊急時の迅速な対応として、緊急連絡先などの情報を電話機周辺等に掲げる事で緊急時に備えます。
		ふれあいいきいきサロン推進事業	住み慣れた地域で仲間づくり及び交流を通して、利用者の孤独感の解消、健康維持、生活意欲の向上を図り、地域の福祉コミュニティの推進を図ります。

	ボランティア活動の充実	ボランティアセンター事業	地域の福祉課題対応へのボランティア開発	関係機関・団体との協働により地域にある個別ニーズや地域課題を把握し、拾い上げ、相互間で情報を共有し、解決の糸口を探る。
			ボランティア講座の実施	手話講座や傾聴ボランティア講座等の地域ニーズ解決の為に必要な養成講座を実施
			ボランティア活動保険業務	ボランティア活動を行う際の保険を取り扱い、加入業務と事故時の保険事務を行う。
		ボランティア活動支援事業	ボランティア連絡協議会運営支援	ボランティア相互の連携の為に、ボランティア交流会や研修会などの事業支援を継続する。またボランティア連絡協議会が発行する情報誌作成により、地域へ活動紹介と会員の募集に協力する
			グループ運営支援	ボランティアグループの活動支援の一環として、事業に対する助成金の周知をする。
	福祉教育の推進	福祉体験事業		小中学校や地域団体等を対象に、高齢者疑似体験、車いす等の体験を実施し、次世代の福祉の担い手としての醸成を図ります。
		ボランティア活動実践校活動推進事業		市内小・中・高校のボランティア担当教員への事業説明会の開催と社協事業の周知を行う
		共生型ふれあい交流事業		障がいを持つ方達が、地域のボランティアと一緒に交流を図ることで、地域に出ていく機会をつくるきっかけづくりを、また地域の方達には、障がいの理解を深めることを目的に実施する

基本目標２　生活の困りごとを見逃さず、解決しよう

地域社会における課題が多様化する中、個別に抱える課題も複雑化している。その中で地域住民の生活の安定を図り自立生活を支援するため、適切な相談支援、生活支援に取り組みます。

基本目標	基本方針	具体的な事業	今後の取り組みの方向性
基本目標２ 生活の困りごとを見逃さず、解決しよう	相談機能の充実	無料相談事業 （弁護士相談、遺言・相続相談）	佐賀県弁護士会、佐賀県行政書士会の協力を受け、無料法律相談を行うことにより、住民の法律に関する相談の解決支援として取り組む。
		生活困窮者自立支援事業（市委託事業） ・自立相談支援 ・家計改善支援 ・就労準備支援	武雄市生活自立支援センターに相談員を配置。生活相談員、家計相談員、就労支援員を設置し、生活困窮者の自立に向け相談支援を実施。
	生活支援の充実	福祉サービス利用援助事業（県社協委託事業）	認知症高齢者や判断能力に不安がある障がい者の金銭管理等、日常生活への援助を継続。事業の PR に努めながら関係機関との連携により、潜在的ニーズを発掘し弱者の権利擁護を推進する。
		生活福祉資金貸付事務事業（県社協委託事業）	低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けに必要な相談・支援をおこなう。
		つなぎ生活費貸付事業	生活に困窮している方に対し、生活の立て直しの為一時的な生活費として、つなぎ生活費貸付をおこなう。
		いのちをつなぐ糧事業	生活困窮者に対して市民から食料寄付を受け付ける。
		移動サービス、福祉車両車貸出事業の実施	障害を抱える利用者が、移動サービスの利用により外出することができる。
		福祉機器等の貸し出し事業	福祉機器や用具等を短期に必要な方に対して貸与をおこなう。また、周知については、広報誌やチラシ、ホームページを活用する。

	困りごとを見逃さない体制づくり	エンディングサポート事業	身寄りのない方や親族と疎遠の方等の自己決定権を尊重しながらエンディングノートを作成し、葬儀・遺品整理の代行等の終活支援を行う取り組み。
		認知症地域支援・ケア向上事業（市委託事業）	地域において認知症を支援する関係者の連携を図る。 地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取り組み。認知症啓蒙啓発活動

基本目標３　災害に負けないまちをつくろう

令和元年 8 月豪雨災害を経験した教訓をもとに、近年頻発する大規模災害への備えを住民の力を借りつつ整え、平常時より減災教育に取り組む。

基本目標	基本方針	具体的な事業	今後の取り組みの方向性
基本目標３ 災害に負けないまちをつくろう	災害時の支援体制の充実	災害ボランティアセンター事業	災害ボランティアセンター設置訓練等を通じ、NPO との連携やスムーズなセンターの運営方法を検討する。
		避難行動要支援者台帳調査事業（市委託事業）	避難行動要支援者台帳に記載されている登録者を個別訪問し、内容の修正を行う委託調査事業。
	災害時に備える平常時の社協活動強化	災害救援講習会助成事業	各地区の防災訓練の実施に際し助成を行い、減災防災意識の向上に努める。
		広報の充実	年６回発行(奇数月) 地域の活動紹介と社協の周知に努める。
		ホームページの充実	地域福祉活動団体などの活動紹介や社協がおこなう社会福祉事業の周知、各種助成などの新鮮な情報をタイムリーに発信するとともに、計画的に更新する。

第４章　新計画の推進

第1節　実施計画の構成と重点事業

第３章では、「基本理念」及び３つの「基本目標」を定めました。また、「地域福祉活動計画体系図」において基本目標を具体化させるために「基本方針」を定め、更に、より具体的な事業実施を行うために、「実施事業」を掲げました。

第４章では、実施事業の中から「推進重点事業」を３つ挙げ、計画的に事業が実施できるように、事業ごとに「実施計画」を明らかにしています。

実施計画の内容は、必要とされる背景や現状、課題を明らかにし、誰が実施主体となって取り組むのかを明確にします。また、「実施事業」の目標値を年ごとに明らかにし、事業評価の際には、どこまで達成できたかを評価できるようにしています。

事業評価を行うにあたっては、次に３つの視点で評価を行います。

①事業実施プロセスの評価～
その事業を取り組むにあたり、どのような人や団体、組織がどのように協働し、どのような手順で取り組んだという経過を評価します

②事業成果の数値的な評価～
事業を実施した結果、どのような成果があったのかを数字で表し、それを評価します

③事業成果の質的な評価～
事業の実施を通じて生みだされた、人づくりや新しい人間関係の構築、組織体制の強化などを評価します

基本理念	基本目標	基本方針	具体的な事業
お互いさまと言えるあたたかいまちづくり	1.地域で支え合う体制をつくろう	地区社協の活動支援 地域の見守り・援助体制の強化 ボランティア活動の充実 福祉教育の推進	地区社協活動の支援事業 小地域ネットワーク活動推進事業(市委託事業) ふれあいいきいきサロン推進事業 緊急連絡カード配布事業 ひとり暮らし会食配食助成事業 お互いさま活動支援事業 ボランティアセンター事業 ボランティア活動支援事業 福祉体験事業 ボランティア活動実践校活動推進事業 共生型ふれあい交流事業 各種団体助成事業
	2.生活の困りごとを見逃さず、解決しよう	相談機能の充実 生活支援の充実 困りごとを見逃さない体制づくり	無料相談事業(弁護士相談、遺言相続相談) 生活困窮者自立支援事業(市委託事業) 福祉サービス利用援助事業(県社協委託事業) 生活福祉資金貸付事務事業(県社協委託事業) つなぎ生活費貸付事業 いのちをつなぐ糧事業 移動サービス福祉車両車貸出事業 家屋内ゴミ片付け支援事業 エンディングサポート事業 認知症地域支援・ケア向上事業(市委託事業)
	3.災害に負けないまちをつくろう	災害時の支援体制の充実 災害時に備える平常時の社協活動強化	災害ボランティアセンター事業 避難行動要支援者調査業務委託事業(市委託事業) 災害救援講習会助成事業 広報・ホームページの充実

今後五年間でより重点的に取り組む事業を3事業選択

推進重点目標	推進重点事業
課題解決のために、地域での支え合いの組織、体制を整える。	【1－1】 小地域ネットワーク活動推進事業(市委託事業)
	【1－2】 ふれあいいきいきサロンの推進
認知症でも住み慣れた地域で安心して過ごせるよう支援体制を整える。	【2－1】 認知症地域支援・ケア向上事業(市委託事業)

○推進重点事業

基本目標を実現するために武雄市社会福祉協議会として、実施事業の中からより重点的に取り組む事業を３つあげました。

基本目標１	地域で支え合う体制をつくろう

実施事業１－１	小地域ネットワーク活動推進事業（市委託事業）				
背景・課題・現状	市事業「愛の一声運動」が令和元年豪雨災害の被害が大きかった 3 地区（朝日町、北方町、橘町）を対象に小地域ネットワークへ令和 2 年度移行。見守り対象者と見守り協力員 1 対 1 の見守り活動から 1 対複数での活動により協力員の負担軽減やより充実した支援として拡充予定。				
事業実施主体	市社協・各地区社会福祉協議会				
事業内容	小地域ネットワーク活動推進事業状況調査票管理・活動費助成				
事業評価委指標	小地域ネットとして、1 対複数のネット設置数				
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標（数値）	60 ネット	80 ネット	150 ネット	200 ネット	250 ネット

実施事業１－２	福祉のまちづくり事業（ふれあいいきいきサロンの推進）				
背景・課題・現状	令和 2 年度サロン数は、136 サロン存在するが、地区によっては、実施サロンが無い所もある。また、サロンの形態も多様化しており、趣味や運動を中心としたサロンも増え、今後、目的別のサロンに区分けが必要。まずは、行政区ごとにサロンが 1 つでも実施できるよう推進する。				
事業実施主体	市社協・各地区社会福祉協議会				
事業内容	サロンの保険情報提供・サロンの集い・サロン運営助成など				
事業評価委指標	行政区内における未サロン地区数の減少				
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標（現 36 地区）	31 地区	26 地区	21 地区	16 地区	11 地区

基本目標２	生活の困りごとを見逃さず、解決しよう

実施事業２-１	認知症地域支援・ケア向上事業（市委託事業）				
背景・課題・現状	市包括支援事業の一部を委託（令和元年度）出前講座や物産まつりでの認知症啓発イベントにて啓蒙啓発活動を行う。市内でも行方不明者捜索依頼通知が発信されていることから、住民の認知症への関心は高い。 認知症の病気の理解を子どもから大人まで周知するとともに、地域で認知症の方が安心して暮らせるように、支援体制の構築が今後の課題。				
事業実施主体	市地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト				
事業内容	キャラバン・メイト情報交換会の運営、認知症ケアパスの普及、市と連携を取りながら地域へのアウトリーチ活動、認知症カフェの開催、認知症に関する講演会の実施など				
事業評価委指標	地域、個別支援を中心に、連携体制がとれるよう体制整備活動状況				
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標（実施状況）	認知症フェスタ開催	認知症カフェ開催	チームオレンジ稼働	企業・学校認知症サポーター推進	SOS システムネットワーク構築

※ 計画の進捗状況の点検と評価

地域福祉活動計画の着実な推進を図るためには、計画がどのように進んで、どのような効果があったのかなどを確認する「進行管理」と「事業評価」を行うことが必要です。また、近年、地域福祉をめぐる社会状況や制度がめまぐるしく変化している現状においては、実施事業の検証や見直しを進めていくことも大切になります。

進行管理と事業評価については、計画の推進主体ではある社協自らが、各年度の進捗状況の確認と事業評価を行います。

点検・評価にあたっては、計画（plan）,実行（Do）,点検（check）.見直し（Action）という PDCA サイクルを確立し、効果的な事業推進を図ります

用語説明

NPO

NPO とは、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところらより設立された法人。

小地域ネットワーク

小地域(概ね小学校区)を単位として要支援者一人ひとりを対象に、保健・福祉・医療の開係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合い活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉の町づくりを進めること。

介護者

介護を必要とする人を介護している人のこと。

災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のこと。
平常時においても常設されている組織がいくつかあり、この場合は、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点の性格も有する。近年の多くは公設民営による設置である。

ニーズ

必要・要求のこと。

福祉ネットワーク

関係機関や地域の社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障がい者、児童、青少年等に対し地域に即し、そのニーズに応じた福祉サービスの提供及び地域住民による自主的な活動の創造・支援を行うこと。

ふれあいいきいきサロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流を行い、人と人とを結ぶふれあいの場として、地域の方々が自主運営するものです。

レクリエーション

仕事や勉強などの日常生活の疲れをいやすための休養や気晴らし，または娯楽のこと。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などをおこなう事業。

地域包括ケアシステム

一人ひとりのニーズに応じて、保健サービス、医療サービスや在宅ケア、リハビリテーションなどの介護を含む様々な生活支援サービスを、関係者が連携、協力して、包括的・継続的に提供できるような地域での体制づくり。

生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある人に対し、自立の促進を図る措置を講ずるための制度

地区社会福祉協議会(地区社協ともいう)

地域には、自治会、民生委員、PTA、婦人会、老人会、消防団、ボランティアなど様々な団体や個人がより良い地域づくりを目指して活動しています。それぞれがバラバラであってはその活動にも限界があります。そこで、地区社会福祉協議会は地域の様々な団体や個人が横の連携をつくり、協力しあって地域の福祉問題や課題解決に取り組むために設置されました。市内には 9 つの地区社会福祉協議会が設置され、ふれあいいきいきサロンをはじめ、地域独自の特色ある事業が実施されています。

共生型

子どもや高齢者、障害を持った人たちが分け隔てなく、一緒に考え、一緒に活動することを意味しています。

関連用語：地域共生社会　　高齢者や障害がある人達を地域で支えあう社会

チームオレンジ

認知症サポーターの交流拠点（より処）であり、本人・家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターで構成され、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心として支援を繋ぐ仕組みのこと。

武雄市地域福祉活動計画

令和 2 年 4 月

編集：発行　社会福祉法人 武雄市社会福祉協議会

（本　　所）
〒843-0023　佐賀県武雄市武雄町大字昭和 846 番地
TEL 0954-26-8013／FAX 0954-26-8014
E-mail：takeo631@cableone.ne.jp
（山内支所）
〒849-2303　佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲 13887
TEL 0954-45-2366／FAX 0954-20-7172
E-mail：t-yamauchi631@star.saganet.ne.jp